

富谷市男女共同参画基本計画

計画期間：2019年度～2025年度

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法 第2条第1項）

富谷市男女共同参画推進条例

富谷市男女共同参画推進条例は、平成17年4月1日に施行されました。

条例では、男女共同参画を推進するに当たって基本となる理念を次のように定め、市、市民、民間の団体、それぞれの責務を明らかにしています。

…… 基本理念 ……

- ◆ 男女の人権の尊重
- ◆ 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行についての配慮
- ◆ 男女の政策等の立案及び決定の場への共同参画機会の確保
- ◆ 男女の家庭生活における活動と他の活動との両立
- ◆ 国際的な視野での推進



…… 市・市民・民間の団体の責務 ……

- 市の責務
 - ・男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、実施する。
 - ・市民、民間の団体、国及び他の地方公共団体等と連携及び協力して取り組む。
- 市民の責務
 - ・家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、従来の慣行にとらわれることなく、自ら積極的に参画するとともに、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。
- 民間の団体の責務
 - ・男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。



富谷市総務部市民協働課

〒981-3392 富谷市富谷坂松田 30 番地
TEL 022-358-3250 / FAX 022-358-2259
E-mail kyoudou@tomiya-city.miyagi.jp

富谷市男女共同参画基本計画

▶ 計画策定の趣旨及び位置付け

富谷市では、平成 16 年 4 月に策定した「富谷町男女共同参画基本計画（とみや男女共同参画推進プラン）」や、平成 17 年 4 月に施行された「富谷市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

男女共同参画の理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、男女共同参画社会基本法及び富谷市男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画として、本計画を策定します。本計画については、女性活躍推進法に基づく本市の推進計画としても位置付けます。

▶ 計画への取組及び推進

富谷市の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、男女共同参画の推進に関する施策に取り組めます。また、市民、市民グループ、事業者及び N P O 等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における市民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

▶ 計画の構成

男女共同参画実現のための施策を、社会全体、家庭生活、幼児教育・学校教育、職場、地域の 5 つの分野に分け、分野ごとに基本目標を定め、施策の方向を示しています。

基本目標 1 社会全体における男女共同参画の実現

(1)意思決定過程への女性の参画促進

- ◆ 審議会等委員の女性登用の推進
- ◆ 市役所での管理職等への女性登用の推進

施策の方向と
具体的施策

(2)防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進

- ◆ 防災会議への女性登用の促進

(3)男女共同参画に関する普及啓発事業の充実

- ◆ 男女共同参画に関する普及啓発活動の実施

基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現

(1)男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発 女性活躍推進法に基づく推進計画

- ◆ 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供

施策の方向と
具体的施策

(2)育児及び介護に関する社会的支援の充実 女性活躍推進法に基づく推進計画

- ◆ 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供

(3)女性に対する暴力の根絶

- ◆ 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- ◆ 関係機関との連携・協力による相談体制の充実



基本目標 3 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現

(1)男女共同参画に関する理解の促進

- ◆ 人権及び男女共同参画に関する理解の促進

施策の方向と
具体的施策

(2)キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発

- ◆ キャリア教育の実施

(3)ESD(持続可能な開発のための教育)の推進

- ◆ ESDの推進



基本目標 4 職場における女性活躍の実現

(1)職場における女性の参画の促進 女性活躍推進法に基づく推進計画

- ◆ ポジティブ・アクション(女性の参画を促進する取組)の普及啓発
- ◆ 企業等との連携による女性の雇用促進

施策の方向と
具体的施策

(2)ワーク・ライフ・バランスの推進 女性活躍推進法に基づく推進計画

- ◆ 仕事と家庭の両立に関する意識啓発
- ◆ 育児・介護休業制度の普及啓発及び制度を利用しやすい環境づくりの促進

基本目標 5 地域における男女共同参画の実現

(1)地域活動における男女共同参画の促進

- ◆ 地域活動への参画促進のための環境整備

▶ 男女共同参画の指標及び男女共同参画の状況

項目	現況値 (H30.4.1 現在)	目標値	備考
審議会等委員への女性登用率	43.3%	46%	市総合計画・前期基本計画 (目標年度:平成 32 年度)
管理職の女性割合	28.9%	35%以上	市特定事業主行動計画 (目標年度:平成 34 年度)
保育園待機児童数	0 人	0 人	市総合計画・前期基本計画 (目標年度:平成 31 年度)
市立幼稚園、小・中学校のユネスコ スクール登録数	1 校 ※H30.12.1 現在「2 園、13 校」	2 園、13 校	市総合計画・前期基本計画 (目標年度:平成 32 年度)
企業誘致による新規雇用者 800 人 以上のうち女性雇用率	66.5%	30%以上	市地方創生総合戦略 (目標年度:平成 31 年度)
町内会長に占める女性の割合	8.7%		宮城県における男女共同参画 の現状及び施策に関する年次 報告
小・中学校の PTA 会長に占める女性 の割合	小学校 75.0% 中学校 60.0%		

